

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第6、報告第1号、平成29年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第1号、平成29年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について、でございます。

平成30年度に繰り越して使用しようとする公営住宅長寿命化対策に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書2頁をお開き願いたいと思います。2頁の方で説明させていただきます。

事業と致しましては、公営住宅長寿命化対策(町営住宅南が丘第3団地長寿命化改修)でございます。内容と致しましては、南が丘第3団地の3棟12戸の屋根・外壁の改修をするものでございます。

本年第1回臨時会におきまして、30年度へ繰越明許費の、繰越明許の議決を頂きましたことから、繰越した内容をご報告申し上げますのでございます。

繰越額は、議決頂きました額と同額の2,777万4千円、財源内訳につきましては、記載のとおりでございますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
以上で、報告第1号は終わります。

(議長)

日程第7、報告第2号、平成29年度江差町一般会計事故繰越し繰越し計算書について、
を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

報告第2号、平成29年度江差町一般会計事故繰越し繰越し計算書について、でございます。
す。

平成30年度に繰り越して使用しようとする町有地測量事業に係る予算について、別紙
計算書のとおり事故繰り越ししたことから、地方自治法施行令第150条第3項の規定に
より、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しく願い申し上げます。
す。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

議案書の方、4頁をお願いしたいと思います。

繰越しましたのは、財産管理費の町有地測量の委託となります。事業内容は、旧JR江
差線の用地確定測量で、現在整備しております江差駅跡地の南端、団地内道路ござい
ますが、そちらの方の南端の辺りから新設を予定している町道南ヶ丘団地22号通りまでの細
長い旧線路用地を確定するための測量業務となっております。

事故繰越しとなった理由でございますが、例年になく大雪で、現地での作業が遅れたこ

と、また一部の土地で法務局に公図が無いなどの不備があり、法務局やまた国有地であった時代の登記であったことから、財務事務所など関係機関との協議に時間を要することとなったことから、事故繰越し、事故繰り越して繰越しをしたものでございます。

業務の委託期間は当初2月7日から3月30日までとしておりましたが、9月28日まで延長したものでございます。

なお、測量業務の延長による他の工事への影響はございませんので、宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
以上で、報告第2号は終わりました。

(議長)

日程第8、報告第3号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第3号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、でございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成30年3月13日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」。

「建設水道課長」(補足説明)

それでは、私の方から議案書の6頁でご説明させていただきます。

事故の概要でございますが、平成30年2月8日に江差町が雇用しておりました除雪の臨時作業員が排雪作業のためリース車両を運転中、交通規制のため停車していた乙の車両に追突し、車両後部のガラスなどを破損させてしまったものでございます。この損害に関しまして、町と車両所有者の間で交渉を行った結果、和解に至ることとなりましたので、3月13日に専決処分したものでございます。

和解の概要でございますが、車両の補修に係る費用が23万8,440円であると確認し、町がリース致しました車両の保険により補修費を支払うこととし、車両保険の免責金額15万円について町が支払うものでございます。

上記の内容により、乙は町に対し今後物件損害及びこれに伴う一切の請求を行わないことを確認してございます。

今後、車両の運転につきましては、十分注意を払うよう指導徹底して参りますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第3号は終わりました。

(議長)

日程第9、報告第4号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

報告第4号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、でございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成30年3月29日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

議案書8頁をお願い致します。

事故の概要でございますが、本年2月5日午前11時頃でございますが、旧日明小中学校体育館の屋根からの落雪により隣接致します個人所有の倉庫の一部を破損させ、損害を与えたものでございます。この損害に関しまして、町と倉庫所有者とで交渉致しました結果、和解に至ることとなりましたので、3月29日に専決処分致したものでございます。

和解及び損害賠償額の概要でございますが、倉庫の補修に係る費用87万4,530円と確認し、町の損害賠償保険にて補修すること、今後両者はいかなる名目を問わず相手方に何らの請求をしないこととしてございます。

以上、簡単ではございますが、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小林議員」。

「小林議員」

これ落雪による事故ということなのですが、例年こういった対応をしていたのでしょうか。雪下ろしをしていたのか、また、今後ですね、降雪量が多い場合は対処の方は考えておられますか。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

これまではですね、特に対策を取ってこなかったというのが実情でございます。それで、今回このような事故が起きましたので、やはり例年にない大雪だったということがございまして、屋根から落ちてきた雪も多くて、その隣との倉庫の間にちょっと積み重なってしまったという部分と、それからやはり雪が多いと、落ちる時に勢いがちょっとついてしまったようで、そういったものが重なりまして、今回あの今までになく隣の倉庫までちょっと破損させるような結果になった、繋がってしまったのかなと考えてございます。

それで、今後の対応策なのですけれども、あのやはり抜本的な部分がございますので、雪の量が多くなってきましたら、状況見回って歩くとか、それから或いはその時には一部でも雪下ろしするとか、その山になったところを除雪するとか、そういったことで対応していきたいと考えていますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第4号は終わりました。

(議長)

日程第10、報告第5号、出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について、を議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第5号は終わりました。

(議長)

日程第11、承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部改正に伴い、平成30年3月31日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第1号の江差町税条例等の一部を改正する条例について、説明を致します。

本改正につきましては、平成30年度の税制改正によりまして、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、併せて地方税法施行令及び施行規則等も併せて改正が行われたものでございまして、原則本年7月1日から施行されたことによりまして、関係する条例の改正につきましても専決処分を行ったものでございます。

中身につきましては、議案書の11頁から31頁までが、なります。定例会資料の1、1頁から42頁分が関係分で、資料の1頁から5頁が改正概要、6頁から42頁までが新旧対照表という風になっております。

主な改正の内容につきましては、町民税関連につきましては、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更することによる規定の整備ほか、障害者等に関する非課税措置の所得要件や均等割非課税限度額の拡大をするものでございます。また、法人町民税関連に対しましては、大法人等における申告書の電子情報処理組織による提出の義務付けを位置付けるも

のでございます。

また、固定資産税関係につきましては、土地等に係る課税の特例期間を現行の部分からまた3年間延長すること、また生産性向上特別措置法に基づく中小企業への設備投資の特例の規定を新設するものでございます。

大きな部分では、たばこ税に関しまして、平成30年10月から3回に分けて段階的な税率引き上げを行う、ということと、これに併せて旧3級品たばこの経過措置期間の延長をすること、さらに加熱式たばこの製造たばことみなしての本数換算の計算方法を5年間かけて見直しをしていく、というようなものでございます。

以上が、一部改正の主な概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第12、承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、平成30年3月31日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

それでは、承認第2号の江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を致します。

議案書の35頁、定例会資料2、43頁から44頁になります。

こちらは、地方税法施行令の改正に伴いまして、昨年度に引き続きまして、低所得者に対する軽減の拡大策として、国民健康保険税の応益割の2割軽減並びに5割軽減の対象の積算する際の単価をそれぞれ引き上げるものでございます。この引き上げによりまして、平成29年度ベースでの比較になりますけれども、およそ9世帯で24万円程の軽減拡大が見込んでいるというところでございます。

簡単でございますが、以上が一部改正の概要となっておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第2号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第2号については、原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第13、承認第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

承認第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をを求めるものでございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正に伴い、平成30年5月14日に専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

説明させていただきます。

議案書38、39頁、定例会資料につきましては、45頁から47頁でございます。

後期高齢者医療の被保険者につきましては、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有することを原則としておりますが、広域連合の区域を越えて病院等に入院または入所する場合には、住所を移す前の広域連合が引き続き被保険者となる住所地特例の仕組みを設けております。この度の一部改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けている方が平成30年4月1日以降、後期高齢者医療制度に加入した場合、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者広域連合の被保険者となるものでございます。

本適用が、本年4月1日からとされているため、専決処分を行ったものでございます。以上です。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第3号、江差町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第3号については、原案のとおり承認することに決定致しました。